

アジア・太平洋地域における CEFR 導入の実態報告 —オーストラリア・ニュージーランド—

拝田 清

1. はじめに
2. オーストラリア・ニュージーランドの言語教育の概要
 - 2.1 調査地の基本情報
 - 2.1.1 オーストラリアの基本情報
 - 2.1.2 ニュージーランドの基本情報
 - 2.2 言語教育の概要
 - 2.2.1 オーストラリアの言語教育の概要
 - 2.2.2 ニュージーランドの言語教育の概要
3. 現地調査報告
 - 3.1 オーストラリアの CEFR 導入の実態
 - 3.2 ニュージーランドの CEFR 導入の実態
4. おわりに

1. はじめに

本報告は、科研基盤研究 B 「アジア諸語を主たる対象にした言語教育法と通言語的学習達成度評価法の総合的研究」(研究代表者：富盛伸夫) の助成の下に、オーストラリアとニュージーランドで行った現地聞き取り調査 (2013 年 3 月と 8 月に実施) の報告である。

今回、オーストラリアとニュージーランドを調査地を選んだ理由は以下の通りである。まず、この両国が政治・経済上、アジア・太平洋地域では相当な役割を担っているということである。アセアン (東南アジア諸国連合、ASEAN) は、東アジアの日本、中国、韓国 (ASEAN+3) との連携をはじめとして、太平洋地域のオーストラリア、ニュージーランドとは、それぞれ 1974 年と 1975 年から経済協力が始まっている。「環太平洋経済連携協定 (TPP)」をも視野に入れば、今後ますますアジア・太平洋地域に属する関係から、両国との関係はさらに重要となってくる。

また、より直接的な理由としては、オーストラリアとニュージーランドという地域が、先住民民族が一定の存在感を示し、移民の国でもあるため多文化・多言語地域であるという事実に加え、英語を公用語、あるいは事実上の公用語とし、言語教育においても先進的な取り組みを行ってきた地域であることが指摘できる。

この両国における CEFR の受容の実態を調査することが、日本の言語教育法と通言語的学習

達成度評価法の総合的研究に少なからぬ貢献が可能であると期待される。

調査の方法は以下の通りである。まず、ニュージーランドのオークランド市へ 2013 年 3 月 10 日～15 日と 2013 年 8 月 15 日～17 日の 2 回にわたって訪問をし、現地で聞き取り調査を行った。2 回にわたって訪問した理由は、当初、情報提供をお願いしていた現地在住の日本人女性が、訪問の直前に、急遽ご主人の転勤で北島のオークランド市から南島のダニーデンへ移住したため、予定していた聞き取り調査ができなくなったためである。3 月の調査では、オークランド市内にあるニュージーランド留学情報センターのマネージャーと会って聞き取りをしたほか、オークランド大学とオークランド工科大学を訪れて、聞き取りを行った。また、8 月の調査では、再度、オークランド大学とオークランド工科大学を訪問し、大学職員に聞き取りを行った。

一方、オーストラリアへは、2013 年 8 月 11 日～15 日にビクトリア州のメルボルンとクレイトンで調査し、ニュージーランドでの調査を挟んで、8 月 18 日～20 日にはニューサウスウェールズ州のシドニーで調査を行った。ビクトリア州ではラトロブ大学、メルボルン大学、モナシュ大学を訪問し、大学職員に聞き取りを行った他、特にラトロブ大学では同大学の Asian Studies の専任教員と、同大学博士課程に所属している大学院生に聞き取り調査を行った。シドニーではニューサウスウェールズ大学、シドニー大学、そしてシドニー工科大学において聞き取り調査を行った。シドニー工科大学では、大学職員への聞き取り調査に加えて、同大学院の博士課程に在籍中の日本人大学院生に話を聞いた。

2. オーストラリア・ニュージーランドの言語教育の概要

2.1 調査地の基本情報

2.1.1 オーストラリアの基本情報

まず、以下に、オーストラリアの基本情報を示す。

正式名称	オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia)
国土面積	7,686,850 km ² (日本の約 20 倍)
人口	約 2,294 万人 (2013 年 3 月)
民族	欧州系が中心で、その他にアジア系、中東系、先住民(約 6%弱)など
言語	英語 (「事実上の」公用語)
宗教	キリスト教 64%、無宗教 19%
政体	立憲君主制 (エリザベス 2 世女王がオーストラリア女王を兼務)、二院制
主要貿易国	【輸出】中国、日本、米国 【輸入】中国、米国、日本
教育制度	州によって異なるが、6-6 制または 7-5 制。義務教育は 11 年間。

[外務省 HP「各国・地域情勢」、及び国際交流基金 HP「日本語教育国・地域別情報」による]

オーストラリアの高等教育機関には、国立大学が1校、公立大学が36校、そして2校の私立大学がある。さらに、VET (Vocational Education and Training) と呼ばれる国立専門学校がある。

オーストラリアでは法的に公用語が規定されているわけではないが、1987年の‘National Policy on Languages’のような政策提言において、英語は「事実上の公用語」とされている。

オーストラリアの教育は、就学前教育 (Preparatory Year)、初等教育 (Primary Education)、中等教育 (Secondary Education)、そして高等教育 (Tertiary Education) に分かれている。公立の初等・中等教育機関の学費は無料である。教育に関する権限は、各州政府が有しており、州ごとにカリキュラム (国語、数学、科学、社会・環境、文学、保健、外国語) のガイドラインを作成しているが、各地域の学校の特色や興味を生かした授業も認められている。また、国土が広大なオーストラリアでは、地方部に住む児童・生徒・学生のためのインターネットやファクスなどを利用した通信教育も盛んである。

参考までに、オーストラリアにおいて英語以外で最も幅広く使用されている地域言語 (上位10言語) と民族構成 (上位20位まで) を示しておく。なお「地域言語」とは、学校や法廷など公的な場ではなく、移民の集住する地域や家庭内で使用されている言語である。

言語名	話者数	言語名	話者数
イタリア語	444,672	オランダ語	64,768
ギリシャ語	262,177	ポーランド語	62,945
ドイツ語	170,644	アラビア語	51,284
セルボ・クロアチア語	142,407	スペイン語	48,343
フランス語	64,851	マルタ語	45,922

[岡本 2006:151 を再構成]

	民族	人口		民族	人口
1	オーストラリア人	7372,000	11	インド系	235,000
2	イングランド系	6284,000	12	レバノン系	182,000
3	アイルランド系	1804,000	13	ヴェトナム系	174,000
4	申告せず	1609,000	14	ポーランド系	164,000
5	スコットランド系	1501,000	15	ニュージーランド系	161,000
6	イタリア系	852,000	16	フィリピン系	160,000
7	ドイツ系	814,000	17	マルタ系	154,000
8	中国系	670,000	18	クロアチア系	118,000
9	ギリシャ系	365,000	19	アボリジナル	115,000
10	オランダ系	310,000	20	ウェールズ系	113,000

[オーストラリア統計局 (2006) と『オーストラリアを知る 58章』(pp.194-195) の情報を再構成]

オーストラリアの国勢調査における自らの出自については、自己申告制となっている（国籍はもちろん「オーストラリア国民」である）。しかし、オーストラリアに暮らす人々の多くは異民族との混血が数世代に渡って進んでいるため、とりわけ先住民アボリジナルの人々をはじめとして、「よくわからない」という場合も多く、第4位の「申告せず」はそのあたりを反映しているものと推測される。なお、日本系（日本人）はランク外で41,000人となっている。

国家としてのオーストラリアは、連邦化が成立した1901年まで存在しなかったことになるが、1788年1月26日に英国人フィリップ海軍大佐一行がシドニーに入植した日を建国記念日としている

1901年に「連邦移民制限法」が成立し、オーストラリアは世界で初めて人種差別を国是として法制化した国家となった（白豪主義 White Australian Policy）。

一方で、オーストラリアは進歩的な側面も持っている。連邦化の翌年である1902年、オーストラリアは女性に連邦議会の選挙における投票権を認めた。これはニュージーランドが1894年に女性の参政権を認めたのに次ぎ、世界では2番目で、イギリスやアメリカより20年程早いものであった。

次に、オーストラリアの略史を示す。

年代	事 項
1770年	英国人探検家クックが現在のシドニー郊外、ボタニー湾に上陸、英国領有宣言
1788年	英国人フィリップ海軍大佐一行がシドニーに入植開始、初代総督に就任
1901年	豪州連邦成立（現在6州2特別地域）、白豪主義の法制化
1942年	英国のウェストミンスター法受諾（英国議会から独立した立法機能取得）
1975年	連邦高等裁の英国枢密院への上訴権を放棄
1986年	オーストラリア法制定（英国からの司法上の完全独立を獲得）
1999年	共和制移行の是非を問う国民投票を実施（結果は立憲君主制の継続）

[外務省 HP「各国・地域情勢」などをもとに作成]

2.1.2 ニュージーランドの基本情報

以下に、ニュージーランドの基本情報を示す。

正式名称	ニュージーランド (New Zealand)
国土面積	270,534 km ² （日本の約4分の3）
人 口	約440万人（2012年5月）
民 族	欧州系（67.6%）、マオリ系（14.6%）、太平洋島嶼系（6.9%）、アジア系、その他

言語	英語、マオリ語 (1987 年)、ニュージーランド手話 (2006 年) が公用語
宗教	キリスト教 (55.6%)
政体	立憲君主国 (エリザベス 2 世女王がニュージーランド女王を兼務)、一院制
主要貿易国	【輸出】中国、豪州、米国、日本 【輸入】中国、豪州、米国、日本
教育制度	8-5 制。義務教育は 6 歳(実質は 5 歳)から 16 歳までの 11 年間

[外務省 HP「各国・地域情勢」、及び国際交流基金 HP「日本語教育国・地域別情報」による]

ニュージーランドの初中等教育は 6 歳 (1 年生) から 18 歳 (13 年生) までであるが、通常は 5 歳の誕生日になると就学前の準備期間として小学校に入学することができる。義務教育は 16 歳の誕生日までとなっているので、義務教育期間は 11 年間ということになる。高等教育はすべて公立の教育機関で、高等技術専門学校 (ポリテクニク Polytechnic)、教員養成大学 (College of Education) および総合大学 (University) がある。大学は国立大学の 8 校のみで、高等技術専門学校 (Polytechnic) が 23 校ある。

次に、ニュージーランドの略史を示す。

年代	事項
1642 年	オランダ人探検家のタスマンにより「発見」される
1769 年	英国人探検家クックが「上陸」を果たし、南北両島を探検後、領有宣言
1840 年	ワイタンギ条約 (英国による NZ の植民地化)
1860 年	マオリ戦争 (別名ニュージーランド土地戦争) (~1872 年)
1907 年	英国自治領となる
1947 年	英国のウェストミンスター法受諾 (英国議会から独立した立法機能取得)
1975 年	ワイタンギ条約法の制定 (マオリの権利を保障)
1987 年	マオリ語法の成立、マオリ語がニュージーランドの公用語になる

[外務省 HP「各国・地域情勢」などをもとに作成]

オーストラリア先住民族がオーストラリアに到達したのは 5 万年~7 万年ほど前と推定されるが、ポリネシア系のマオリたちが現在のニュージーランドに入植したのは 1000 年頃 (日本では平安時代) とされる。オーストラリア先住民が細身で男性の平均身長が約 170cm ほどであるのに対して、マオリ男性は平均身長が 175cm ほどもあり、肥満体質ではあるが筋肉質で、組織的に抵抗を続けたこともあってか、オーストラリア先住民に比べると白人主流社会における権利の保証を勝ち取っている。

たとえば、1840 年のワイタンギ条約の締結の際には、マオリの首長たちは条約の内容を理解しないまま、タバコと毛布 2 枚を受け取り、領収書のつもりで条約に署名させられてしまった。さらに条約の内容を植民地政府はほとんど無視をしたため、「土地買収」が実は「収奪」に

近いものであった。このような状況に反発したマオリたちは 1860 年～1872 年にかけて英国軍や植民地軍の間で 3 度の戦争を起こした。最終的には圧倒的な火器の前にマオリたちは屈服するわけだが、それでもオーストラリア先住民の歴史と比較してみると大変に興味深い。

その一方で、先住民マオリをはじめとして移民などの少数者に対して、苛烈な差別政策も行われてきた半面、ニュージーランドは 1894 年に女性の参政権を世界で初めて認めたり、1987 年にマオリ語を公用語としたり、さらには 2006 年にニュージーランド手話を公用語とするなど、進歩的な側面も持っていることは特記しておきたい。

2.2 言語教育の概要

2.2.1 オーストラリアの言語教育の概要

白豪主義やオーストラリア先住民への同化主義政策もあって、1970 年代前半までのオーストラリアにおける言語教育政策は、非英語圏出身の移民に対する第 2 言語としての英語教育 (ESL 教育) が主流であった。移民や先住民を含む国民全体を対象とした外国語教育が注目されるようになったのは 70 年代後半からで、多文化・多言語主義を標榜した 1980 年代に入ってから、本格的な言語政策の策定が始められた。多文化主義を前面に打ち出した労働党政権下で、1987 年に連邦議会において初めての国家言語政策である ‘National Policy on Languages (以下、NPL)’ が承認された。この政策は英語をオーストラリアにおける事実上の公用語と位置づけながら、すべてのオーストラリア人にとって言語学習 (外国語学習) が必要であると宣言した。

「英語以外の言語 (Languages other than English, LOTE)」としてアラビア語、中国語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、インドネシア・マレー語、イタリア語、スペイン語、日本語が優先学習言語とされた。また、同年、オーストラリアの初中等教育における外国語教育のガイドラインとして ‘Australian Language Level Guideline’ も発表された。

1991 年には新たな国家言語政策として ‘Australia’s Language – The Australian Language and Literacy Policy (以下、ALLP) が発表され、外国語学習の経済的貢献を前面に出していた。この流れを受けて、その具体的な推進プログラムとして 1995 年に ‘The National Asian Languages and Studies in Australian Schools (以下、NALSAS) が導入された。NALSAS で優先学習言語に指定されたのは日本語、中国語、韓国語、インドネシア語の 4 言語で、「小 3 から高 1 までの 6 割がいずれかを学ぶ」との目標が設定され、2006 年まで継続される予定であった。

しかし、1996 年 3 月の連邦総選挙の結果、労働党に代わって、ジョン・ハワード率いる自由党と国民党の保守連立政権が誕生した。ハワード政権は LOTE 教育にはあまり熱心でなく、労働党政権下で開始された NALSAS は当初の予定よりも早く 2003 年 1 月に中止された。

2007 年 11 月、労働党を率いるケビン・ラッドが政権を奪回すると、公約に掲げていた「教育革命」の一環として、アジア語教育を重視した政策を打ち出した。ラッド自身がオーストラリア国立大学で中国語と中国史を専攻し、流暢に北京語を操り、外交官として在中華人民共和

国オーストラリア大使館に勤務していたという経歴も少なからず影響しているだろう。

2008年5月、副首相(当時)のジュリア・ギラードは、「学校教育におけるアジア語・アジア学習推進計画」(National Asian Languages and Studies in Schools Program, NALSSP)を発表した。この計画では、高校におけるアジア語講座の増設や教師研修・教師支援の拡充を通じて、日本語・インドネシア語・中国語(北京語)・韓国語の学習を支援するものであった。ラッド政権における初中等教育における外国語教育の位置づけは、外国語学習によって学習者はより知的・文化的に高められ、それによって学習者は文化を越えてのコミュニケーションが可能となり、結果としてオーストラリアの戦略的な経済・国際発達に貢献し、さらに個人の雇用や職歴を高めることもできるというものである。ここでは ALLP や NALSAS に見られた経済的な観点からの外国語学習の推進とは異なり、教養主義的な目的が前面に出されていると言えるだろう。ただし、「教育革命」の連関における言語教育政策では、オーストラリア先住民諸語に対する言及がないということに注意しておく必要がある。

2.2.2 ニュージーランドの言語教育の概要

すでに 2.1.2 で触れたように、公用語は英語とマオリ語、そしてニュージーランド手話の 3 言語である。多くの公的機関の名称は英語とマオリ語が併記されており、たとえば、ニュージーランドの教育省 (Ministry of Education, *Te Tāhuhu o Te Mātauranga*) や外務貿易省 (Ministry of Foreign Affairs and Trade, *Manatū Aorere*) といったように、ホームページでは両言語で省庁名が表記されている。ただし、一部の公的な書類はマオリ語でも作成されているが、テレビ、ラジオ、新聞などの多くの情報媒体は圧倒的に英語が使われている。

ニュージーランドは太平洋諸島をはじめ、中国や韓国からの移民も多く、移民の母語を維持する言語学習プログラムも活発化してきている。そのため、教育省は 7 年生 (13 歳) から 10 年生 (16 歳) に外国語学習の機会を提供することを義務付けている。しかし、言語の選択と学習時間数は各学校の裁量にゆだねられており、学期ごとに異なる言語を紹介する程度の学校もある。8 年生以下の外国語教育の 80% は学習時間が年間 30 時間以下で、外国語学習というより異文化理解学習といった意味合いが強いとされる。中等教育での外国語は、学生にとっては必修科目ではなく選択科目なので、学習者数を維持することはどの言語にとっても大きな課題になっている (千馬 2013)。

近年では、外国語教育の重要性が強調され、初等教育段階での外国語教育の導入が奨励されているが必修ではないため、科目としての外国語の導入は各学校の判断に任されており、小学校で外国語を教えているところは多くない。中等教育 (7・8 年生、日本の中学 1、2 年生) では外国語の導入が進んでいる。教えられている外国語としては、フランス語、ドイツ語、スペイン語、中国語、日本語といった「主要 5 言語」に加えて、ラテン語、インドネシア語なども少数の学校で教えられている。高校レベルでは大半の学校が外国語教育を提供している。ニュ

ーギーランド教育省発行の‘Learning Languages : A Guide for New Zealand Schools’では、提供されうる言語としてとして挙げられているのは、まず、公用語としてのマオリ語 (Te Reo Māori) とニューージーランド手話、そして太平洋諸語としてクック諸島マオリ語、サモア語、トケラウ語、トンガ語、ニウエ語、さらに、アジア諸語として中国語と日本語が、加えてヨーロッパ諸語としてフランス語、ドイツ語、スペイン語、ラテン語である。

マオリ語に関しては、幼年教育、初等教育をすべてマオリ語で行う公立学校 (コハンガレオ (言葉 [レオ] の巢 [コハンガ]) と呼ばれる幼年教育センターと、クラ・カウパパ (クラ=学校、カウパパ=課程) と呼ばれる初等・中等教育機関) があるが、一般の初中等教育では、マオリ文化 (言語事項を含む) は必修であるが、マオリ語は必修とはなっていない。

3. 現地調査報告

3.1 オーストラリアの CEFR 導入の実態

オーストラリアのビクトリア州メルボルンでは、まず初めにラトローブ大学の Bob Gao 氏を訪問した。Gao 氏とは 2012 年にシンガポール国立大学で行われた国際学会で知り合った。筆者も Gao 氏も事務局の手違いで宿舎に入るための暗証コードが知らされておらず、現地に着いた日の早朝から宿舎の前で閉め出されている時に知り合った。宿舎の管理人が出勤してくるまで、よもやま話をしている内に、筆者のシドニー大学時代の恩師が Gao 氏と同じ中国出身であるばかりか、ラトローブ大学での博士課程を共に過ごした旧知の間柄であったことがわかり、「世間は狭い！」とすっかり意気投合したという訳である。

今回の科研の調査に際して、ラトローブ大学を訪問しての聞き取り調査を依頼したところ、快く引き受けてくださった。

Gao 氏はラトローブ大学の Asian Studies に所属しており、中国語・中国文学の専任教員である。加えて、メルボルン大学と共同プロジェクトを組み、オーストラリアにおける中国語教員の養成課程を企画・運営していた。さらに、同大学院の博士課程で日本古典文学 (『源氏物語』) を研究しているという倪錦丹 (NI Jindan) 氏も紹介してくださった。

さて、聞き取りの結果であるが、結論から言えば、ラトローブ大学では CEFR はほとんど利用されていないし、認知度も極めて低いと言えそうだ。まず、Gao 氏に言語能力の到達度指標に CEFR を利用しているかと聞いたところ、所属する Asian Studies では利用していないし、そもそも同僚たちの間でも CEFR が話題に出ることがないそうだ。院生の倪氏に同じ質問をしたところ、学内で CEFR という言葉を聞いたことはないと言う。Gao 氏に大学のシラバスは手に入るかと聞いてみたところ、近年、オーストラリアの大学では紙媒体のシラバスは廃止され、すべてウェブ上で閲覧するシステムになっているという。Gao 氏が研究室の PC を使ってシラバスを閲覧させてくれたが、フランス語のシラバスを除いて、CEFR への言及は一切なかった。唯一の例外であるフランス語のシラバスも、提供されている授業の到達目標と CEFR との対応

が半行に満たない字数で示されているだけであった。

ニュージーランドでの調査を挟んで、シドニーに戻ってから、シドニー工科大学の博士課程に所属する田嶋美砂子氏に聞き取りを行った。田嶋氏は某出版社の高校検定教科書の執筆仲間であり、2013年3月末まで東京の私立高校教諭を務めておられた。休みの日であったにもかかわらず、快く聞き取り調査に協力して頂いた。田嶋氏の話では、自分自身 CEFR について聞いた事がないし、周囲の教員・院生に聞いても CEFR を知らないという（念のため、翌日、大学の事務局で CEFR について聞いてみたが、「知らない」という答えであった）。

以下では、各大学の聞き取り調査の結果を一覧の形式で示しておく。調査の手順としては、まず、各大学のホームページ（→HP）に行き、シラバスなどを閲覧し、CEFR についての言及の有無を調べた。次に、直接各大学を訪問し、インフォメーションセンター（→①）で担当職員に CEFR について知っているか、言語能力の評価や到達度指標に利用しているかを尋ねた。大抵、担当者に聞いてほしいということになるので、そこから、アドミッション・オフィス（→②）や学部・学科の事務局（→③）などへ連絡してもらい、アポイントメントを取って、各部署で担当者や教員に聞き取りをする形を取った。

大学名	HP	①	②	③
ラトロブ大学	一部あり	知らない	知らない	知らない
メルボルン大学	なし	知らない	知らない	知らない
モナシュ大学	あり	知らない	知らない	知っている
シドニー大学	なし	知らない	知らない	知らない
ニューサウスウェールズ大学	なし	知らない	知らない	知らない
シドニー工科大学	なし	知らない	知らない	知らない

訪問の直前ではあったが、モナシュ大学はホームページ上に‘CEFR in Australia’というサイトを作っていることを確認していた（URL <http://artsonline.monash.edu.au/language-framework/>）。それだけに、どの程度 CEFR が認知されているのか興味があったが、事務職員レベルでは CEFR について知っている方はいなかった。また、大学院事務局へも行ってみたが、そこで対応してくれた事務職員も、アルバイトだという大学院生も CEFR を知らないという。唯一、エクステンション・センターによる、一般市民にも開放されている短期語学コースの受付の方は CEFR を認識していた。しかし、コース自体は授業回数が 8 回程度の短期コースなので、到達度の評価はしないということであった。

‘CEFR in Australia’のサイトから得られる情報を整理しておく、まず、取り上げられている言語はフランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、中国語、日本語、韓国語、そしてインドネシア語の 8 言語である。これらの言語の到達度を CEFR の指標に当てはめるにあたって、たとえば、中国は、A1 を A1 と A1+ に、A2 を A2 と A2- にそれぞれ下位分類している。

また、中国語、日本語、韓国語は B レベルまでしかない。インドネシア語は C1 と C1+ が設定されており、C2 はない。このあたりの理由は定かではないが、文字の相違が関与しているのかもしれない（インドネシア語はラテン文字を使用）。

この CEFR 導入のプロジェクトは、フランス出身で School of Languages, Literatures, Cultures and Linguistics の French Studies Program の講師である Dr Nadine Normand-Marconnet が進めているようだ。彼女は海外留学のコーディネーターも兼務している。ただし、‘CEFR in Australia’ のサイト自体、2011 年 10 月 25 日以来アップデートされておらず、また、モナシュ大学のホームページ内の他のサイトでは、School of Languages, Literatures, Cultures and Linguistics の留学プログラムの中の、さらにフランス語のインテンシブ・コースでしか CEFR の言及がない。

3.2 ニュージーランドの CEFR 導入の実態

2013 年 3 月の調査では、まず、留学エージェントの「ニュージーランド留学情報センター」を訪問した。急な訪問であったにもかかわらず、マネージャーの見次武氏にご対応いただいた。見次氏によれば、ニュージーランドで CEFR を採用している私立語学学校はないということであった。

続けて、オークランド市内のオークランド大学とオークランド工科大学を訪問した。同時に、いくつかの私立語学学校にも行って見たが、事前にアポイントメントを取っていなかったため、この時はあまり有益な情報は得られなかった。

同年 8 月の調査では、オーストラリアでの調査と同じように、各大学のホームページ（→HP）、インフォメーションセンター（→①）、アドミッション・オフィス（→②）そして、学部・学科の事務局（→③）の順に各部署で担当者や教員に聞き取りをする形を取った。

オークランド大学では European Studies の担当職員に話を聞くことができたが、彼女は CEFR を知ってはいたが、フランス語でさえも評価や到達度指標としての導入はしていないとのことだった。言語能力を CEFR に換算する必要がある場合はどうするのかと聞いたところ、その時は学部長（Dean）に CEFR のどのレベルに対応するか個人的に証明してもらおうとのことであった。

また、オークランド工科大学では、Language & Culture Reception の中国語のアドミニストレーターに話を聞くことができた。彼女によれば、そもそも言語能力を示す National Standards がないので、語学力の公的な評価や Certificate は出せないという。

以下では、各大学の聞き取り調査の結果を一覧の形式で示しておく。

大学名	HP	①	②	③
オークランド大学	なし	知らない	知らない	知っている
オークランド工科大学	なし	知らない	知らない	知らない

4. おわりに

3 月の調査では、情報提供をお願いしていた現地在住の日本人女性が、訪問の直前に転居をしたため、予定していた聞き取り調査ができなくなったことが、仕方がないとはいえ残念であった。予定通りであれば、現地の小中学校や彼女が在籍した語学学校の教員に直接話を聞けるはずであった。

また、モナシュ大学における CEFR 導入の取り組みに関しても、Dr Nadine Normand-Marconnet に直接お話が聞ければよかったのだが、その時点では何の伝手もなく、今後の課題となってしまった。

CEFR を受容するかしないかということは、単に言語能力の到達度指標として利用するか否かというのではなく、複言語・複文化主義の理念をどのように考えるかということに通底すると考えられる。多文化・多言語の移民国家でありながら、一方で英語という大言語を公用語とするオーストラリアとニュージーランドが、今後どのように言語教育政策を進めていくのか、その推移を見守っていきたいと考えている。

<参考文献・関連サイト一覧>

- 岡村徹 (2006) 『オセアニアのことば・歴史』, 溪水社
- 拝田清 (2007) 「オーストラリアの言語政策再考—National Policy on Languages (Lo Bianco 1987)の意義を問い直す—」, 『桜美林国際学論集』第 12 号, 桜美林大学大学院国際学研究科, 119-132
- (2008) 「オーストラリアの言語政策再考 II —Australia’s Language: The Australian Language and Literacy Policy (DEET 1991)の意義を問い直す—」, 『桜美林国際学論集』第 13 号, 桜美林大学大学院国際学研究科, 51-62
- Ministry of Education (2002) *Learning Languages: A Guide for New Zealand Schools*, Learning Media Limited, Wellington, New Zealand.
- 千馬智子 (2013) 「ニュージーランドの日本語教育」『世界の日本語教育の現場から—日本語専門家の声』国際交流基金 (URL <http://www.jpff.go.jp/japanese/dispatch/voice/taiyoushu/nz/2013/report03.html>)
- Group of Eight (2015) ‘Brochures’ (URL <https://go8.edu.au/>)